

(施行令第167条の2第1項第3号の規定により定める手続)

第26条の2 施行令第167条の2第1項第3号の規定により規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ、契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となつた者の名称、契約の相手方とした理由その他の契約の締結状況について公表すること。